

簡易専用水道の手引き

【問い合わせ先】

藤岡市役所 市民環境部 環境課
(市役所本庁舎 1 F)

郵便番号: 〒375-8601

住所: 群馬県藤岡市中栗須 327 番地

電話: 0274-22-1211 (内線 2262・2263)

F A X : 0274-24-9268

メール: kankyo@city.fujioka.gunma.jp

平成 2 7 年 3 月作成

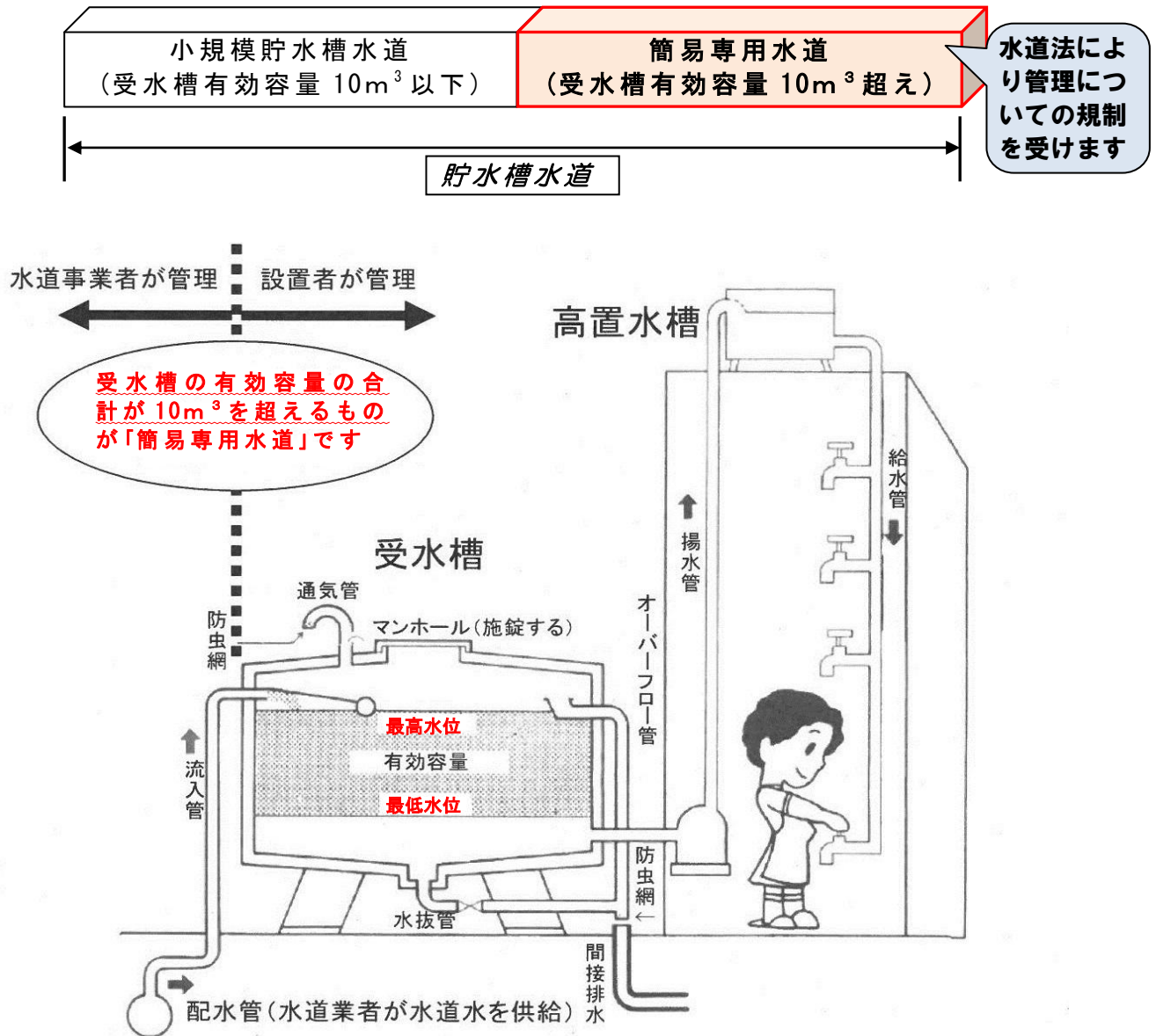
目 次

I. 簡易専用水道とは	P1～2
II. 簡易専用水道に必要な衛生管理等について	P2～6
III. 緊急時の措置について	P6
IV. 災害時における貯水槽水道の活用の注意点について	P7
V. 市の事務について	P7～8
VI. 資料等	
資料1 藤岡市簡易専用水道衛生対策要領	P9～12
資料2 簡易専用水道登録検査機関	P13
資料3 簡易専用水道管理スケジュール表《作成例》	P14
資料4 水質検査記録票《作成例》	P15
資料5 簡易専用水道設置届（様式第1号）《作成例》	P16
資料6 簡易専用水道変更届（様式第2号）《作成例》	P17
資料7 簡易専用水道廃止届（様式第3号）《作成例》	P18

I. 簡易専用水道とは

水道事業者（市営水道）などの水道から供給される水だけを水源として、マンションや病院、事業所等において、その水をいったん受水槽に溜めてから給水する水道（貯水槽水道）で、受水槽の有効容量の合計が10m³を超えるものを「簡易専用水道」といいます。

ただし、工場等に設置し、まったく人の飲用として使用しない場合は、簡易専用水道には該当しません。

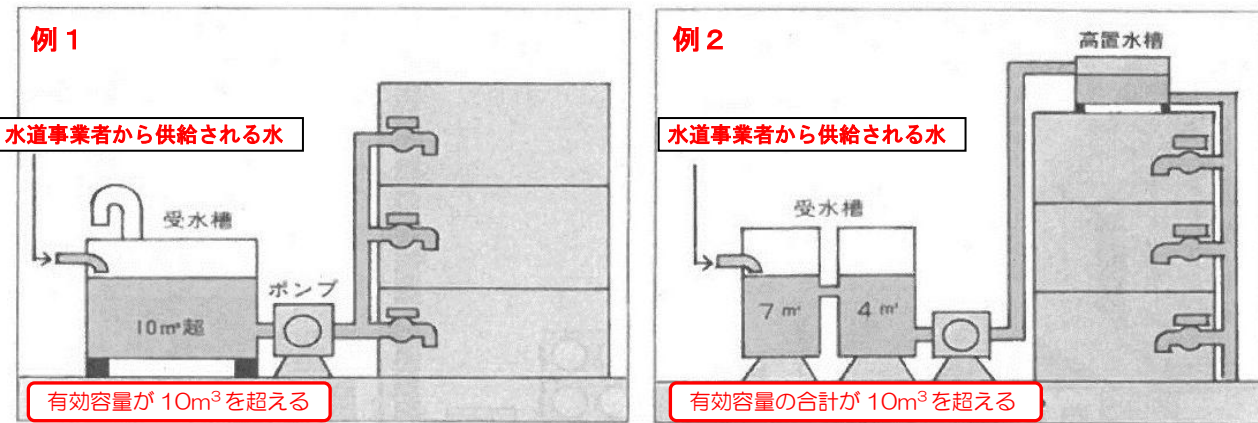


有効容量とは？

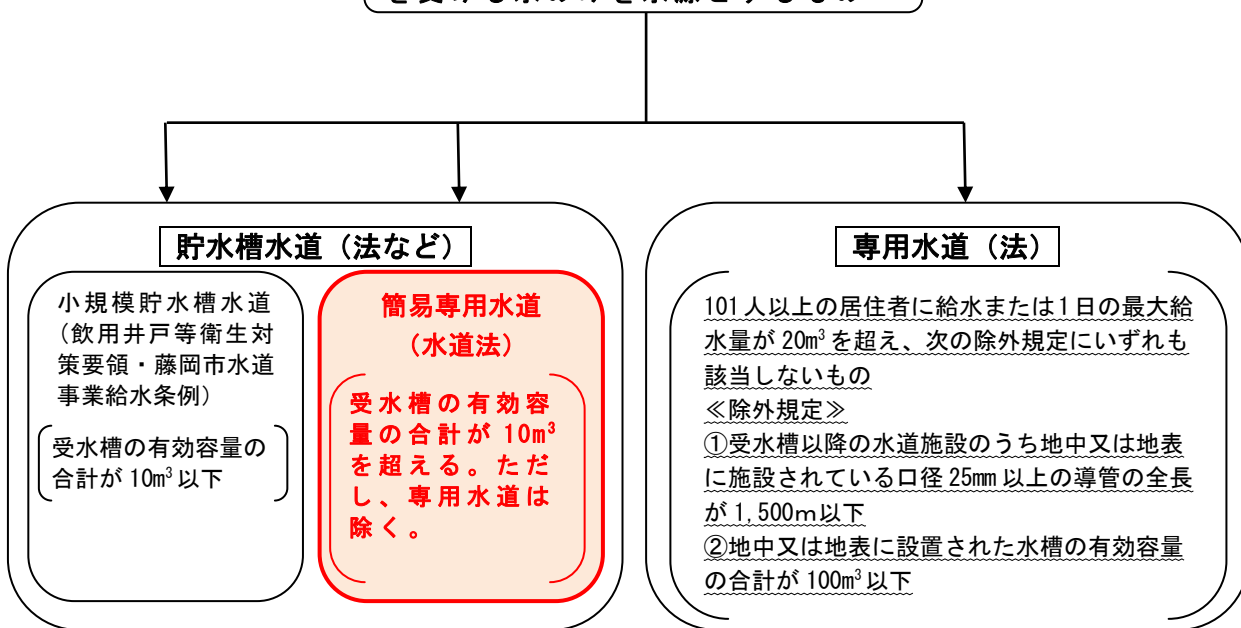
受水槽で適正に利用されることが可能な容量で、水槽の最高水位と最低水位との間に貯留される水量のことです。受水槽が複数ある場合はその合計とし、直接水道水を受水しない高架水槽等の容量は含まれません。

なお、受水槽の容量は、一日の使用量の半分程度が目安とされており、必要以上に溜めておくと、消毒効果が薄くなり、汚染の危険が増すので気を付けましょう。

●簡易専用水道の該当例



水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするもの



関係法令

水道法（抜粋）

（用語の定義）

第3条第7項 この法律において「水道」とは、導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体をいう。ただし、臨時に施設されたものを除く。

2～6（略）

7 この法律において「簡易専用水道」とは、水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であつて、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。ただし、その用に供する施設の規模が政令で定める基準以下のものを除く。

8（略）

水道法施行令（抜粋）

第2条（簡易専用水道の適用除外の基準）

法第3条第7項ただし書に規定する政令で定める基準は、水道事業の用に供する水道から水の供給を受けるために設けられる水槽の有効容量の合計が十立方メートルであることとする。

※ 井戸水（地下水）などを受水槽に溜めて供給するものは「簡易専用水道」ではありませんが、水道法における「専用水道」、または藤岡市小水道条例における「小水道事業」、「専用自家水道」あるいは「専用小水道」のいずれかの適用を受け、別の規制を受ける場合があります。

II. 簡易専用水道に必要な衛生管理等について

簡易専用水道は、水道事業者によって供給される水を直接使用するのではなく、いったん水槽に溜めたのち、当該簡易専用水道の施設を経て水を使用するため、水道の管理が適正に行われない場合には、給水される水の水質が水質基準に適合しないものになる恐れがあります。そのため、簡易専用水道の設置者には、その維持管理にあたり、水道法および藤岡市簡易専用水道衛生対策要領により次のことが義務付けられます。

1. 市への届出（要領第4）

簡易専用水道の設置者は、簡易専用水道を設置、届出の内容を変更、又は廃止した場合は、次項に掲げる様式により、市にその旨の届出を行ってください。

届出事項	様式
簡易専用水道を設置した場合	◆簡易専用水道設置届（様式第1号） ◎添付書類：建物の概略図及び給水系統の概略図
届出の内容を変更した場合	◆簡易専用水道変更届（様式第2号）
簡易専用水道を廃止した場合	◆簡易専用水廃止届（様式第3号）

届出に必要な様式は、市ホームページでダウンロード、あるいは市環境課の窓口での配布も行っています。

なお、16～18ページに記載例がありますので参照してください。

2. 厚生労働大臣の登録を受けた検査機関による検査の受検（法第34条の2第2項）

設置者は、1年以内に1回、厚生労働大臣の登録を受けた検査機関に依頼して検査（有料）を受けなければいけません。この検査は、施設の衛生状態や図面・書類などをチェックします。

なお、検査を怠った設置者には、市から指導を受けるばかりでなく、罰則が適用されることもありますので、ご注意ください（水道法第54条）。

また、検査機関から衛生上問題のある旨の指摘を受けた場合は、設置者自らが市に報告するか、検査機関に報告の代行を依頼してください。

◆検査機関が実施する検査の内容

- ① 水槽等の外観検査：水槽等の点検や、その周辺の状況についての検査
- ② 書類検査：設備等の関係図面、水槽の清掃記録、日常の点検・整備の記録等の検査
- ③ 水質のチェック：給水栓における水の臭気、味、色、色度、濁度及び残留塩素の検査

《ビル管理衛生法（建築物における衛生的環境の確保に関する法律）が適用される施設》

ビル管理衛生法が適用される施設の簡易専用水道については、検査機関の検査を「書類検査」とすることができます。「書類検査」を受ける場合は、検査機関の指定する書類を揃え、検査機関に依頼してください。

※ 検査機関については、以下の厚生労働省のホームページ、または13ページの「簡易専用水道登録検査機関」を参照してください。

○厚生労働省のHP：<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/kaisei/15/dl/meibo2.pdf>

関係法令

水道法（抜粋）

（簡易専用水道）

第34条の2（略）

2 簡易専用水道の設置者は、当該簡易専用水道の管理について、厚生労働省令の定めるところにより、定期的に、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者の検査を受けなければならない。

（罰則）

第54条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

1～7（略）

8 第34条の2第2項の規定に違反した者

水道法施行規則（抜粋）

（検査）

第56条 法第34条の2第2項の規定による検査は、一年以内ごとに一回とする。

2 検査の方法その他必要な事項については、厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

3. 日常の衛生管理（法第34条）

設置者は、施設を衛生的に管理する義務があります。設置者が直接管理しない場合でも、管理者を決め責任の所在を明確にして、次のような点について衛生管理を行ってください。

(1) 水槽の清掃（法施行規則第55条第1項）

水槽内には水が停滞し空気と接触するため、水あかが発生したり、水道管を経て流入する砂・鉄さび等が堆積するため、**1年以内に1回、定期的に水槽を清掃しなければなりません。**この清掃を行う場合、法律ではとくに資格を定めていませんが、特殊な器具類が必要なうえ、衛生的で安全な方法によらなければならないため、専門的な知識・技術を有する者に委託することが望ましいとされております。

なお、貯水槽清掃の専門的知識・技術を有する者としては「ビル管理衛生法（建築物における衛生的環境の確保に関する法律）」で規定された登録業者等がいます。

(2) 水槽の点検等及び汚染防止の為の必要な措置（法施行規則第55条第2項）

水槽の亀裂やマンホールの不備等は汚水の流入や、異物混入の原因となります。したがって定期的に水槽とその周辺を点検し異常の有無を確認するとともに、整理整頓と清潔の保持に努め、異常を発見したときは、すみやかに改善措置をとらなければなりません。

また、地震、凍結、大雨等の事態が発生したときも、すみやかに点検してください。

(3) 水質の確認及び異常時の水質検査（法施行規則第55条第3項）

適切な管理は安全で衛生的な水の供給を行うための必須条件ですが、管理の不備や構造的な欠陥がある場合、又配水管の腐食が進行した場合には、水の色・濁り・臭い・味に異常が生じることがあります。したがって日常的に水の外観に注意を払い、異常を感じたときは、すみやかに水質検査を実施し、安全確認するとともに原因を調べ改善しなければなりません。

[外観検査の方法]

透明のガラスコップに水を入れ、透かして見て、色や濁りがないか、臭いをかいでみて塩素臭以外の異臭がないか、また飲んでみて異味がないかなどを調べます。

(4) 給水の緊急停止及び関係者への周知（法施行規則第55条第4項）

水質検査の結果、毒物等の混入が判明したときや、水質検査をするまでもなく汚水等の流入が明らかで、そのまま飲用を続けると健康障害をきたすおそれがあることを知ったときは、即時に給水を停止し、その水を使用することが危険であることを利用者に周知するとともに、市等へ連絡し指示を受けてください。

関係法令

水道法（抜粋）

（簡易専用水道）

第34条の2 簡易専用水道の設置者は、厚生労働省令で定める基準に従い、その水道を管理しなければならない。

水道法施行規則（抜粋）

（管理基準）

第55条 法第34条の2第1項に規定する厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 1 水槽の掃除を一年以内ごとに一回、定期的に、行うこと。
- 2 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。
- 3 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。
- 4 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

4. 簡易専用水道の望ましい衛生管理（お願い）

簡易専用水道は多くの人々が利用する施設です。市では設置者に対し、水道法等で定められている管理基準に加え、水の安全を確保するため、次のような管理を行うようお願いしています。

(1) 施設の点検・整備

有害物、汚染等によって水が汚染されるのを防止するために、施設の点検を月1回行いましょう。地震や大雨などがあつた場合は、速やかに点検しましょう。

また、点検で欠陥を発見したときは、速やかに改善・整備してください。

主な点検内容は、次のとおりです。

- 水槽周囲の整理整頓
- 水槽の破損・亀裂の有無
- マンホールの密閉・施錠
- オーバーフロー管、通気管の防虫網の設置
- 水槽内部の状態

(2) 水質検査の実施

- ① 水の状態を観察 (毎日)

水の安全を確認するために、透明なガラスコップに蛇口から水道水をくみ、水の色、濁り、臭い、味などをチェックしましょう。

② 残留塩素の測定 (週1回)

専用の測定器により残留塩素の測定を行いましょ。残留塩素が検出されなかったり、急激に低下した場合は、水が汚染されている場合があります。水の状態に異常があった場合は、市や水道事業者に相談してください。

③ 水道法水質基準についての水質検査 (年1回)

年1回は水質検査を行い、安全を確認しましょう。

《水質検査の項目》

一般細菌、大腸菌、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、塩化物イオン、pH 値、味、臭気、色度、濁度

(3) 図面・書類の保管

施設の図面は常時保管し、点検記録、水質検査記録等の管理の記録は5年間保存しましょう。施設の図面や過去の管理記録があると、施設の改修や更新をする際に大変役に立ちます。

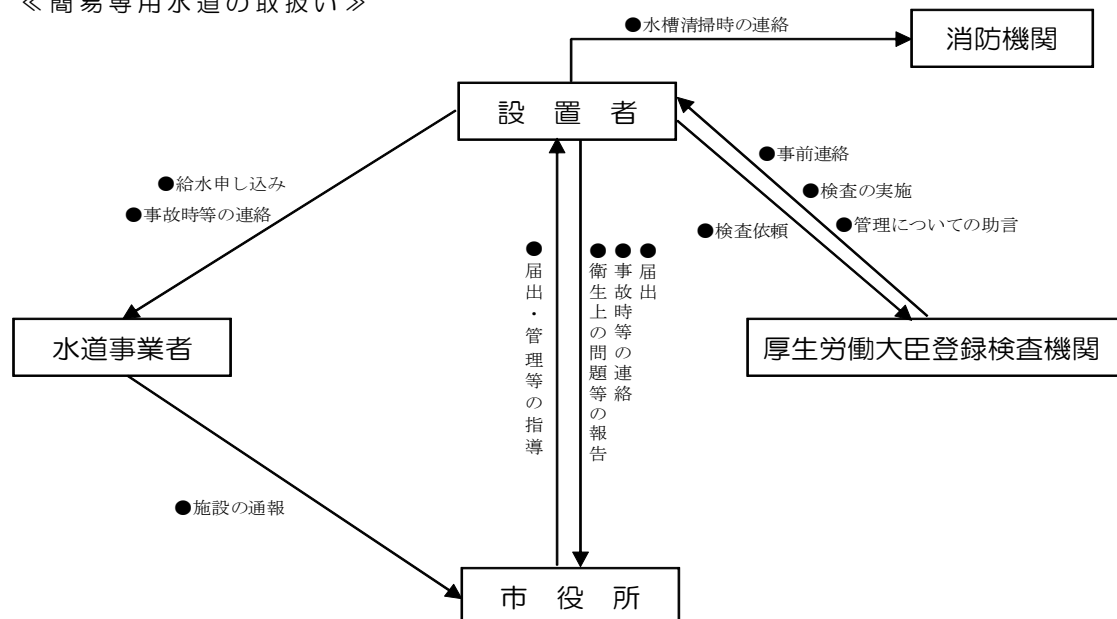
※ 14から15ページに点検記録等の記録簿の作成例がありますので参照してください。

III. 緊急時の措置について

万一、事故が起きた場合は、速やかに次のような措置をとってください。

1. 給水を停止し、利用者に使用しないよう知らせるとともに、市及び水道事業者へ連絡し指導に従ってください。
2. 給水停止中は、水道直結の給水栓（蛇口）等を利用して飲料水を確保してください。
3. 汚染原因を調査のうえ、必要な改善措置をとり、給水再開に向けて市又は水道事業者の指導に従ってください。

《簡易専用水道の取扱い》



IV. 災害時における貯水槽水道の活用の注意点について

貯水槽水道（簡易専用水道及び小規模貯水槽水道）は、本来の役割に加えて、災害時など緊急時に水を供給する場合に大きな役割を果たします。災害時における活用の注意点を記しますので、参考にしてください。

1. 貯水槽水道の水を使用するときは、水抜き管または使用可能な貯水槽付近の給水栓（蛇口）から採水しましょう。貯水槽内にホースやバケツを入れてしまうと、ホース等の汚れにより飲用に利用できなくなります。
2. 高置水槽の水は、停電時でも活用できます。施設の屋上等高い位置にある貯水槽は、汚染がなければそのまま利用できます。ただし、災害発生時に施設内の水栓が開いたままですと、水槽内の水はすぐになくなってしまいます。特に洗濯機に接続しているホースが外れて漏水していないことを確認する必要があります。
3. 使用前には、色、臭い、味、濁りを調べ、残留塩素濃度を確認しましょう。水槽の水を採ったら、まず、色、臭い、濁り、味に問題のないことを確認してください。残留塩素測定器を持っている場合は、残留塩素濃度が0.1 mg/L以上あることも確認してください。

V. 市の事務について

市では簡易専用水道の利用者が健康上の被害を受ける事がないよう、以下の事務を行います。

1. 報告の徴収、立入検査及び改善指導

必要に応じて簡易専用水道の設置者に対し管理についての報告の徴収、又は市担当職員による当該簡易専用施設等に立ち入り、帳簿、水質及び施設等の検査を実施（法第39条第3項）し、必要な改善措置をとるよう指導（法第36条第3項）する場合があります。

2. 改善の指示及び給水停止命令

設置者による簡易専用水道の管理が不相当で、改善指導に従わない場合は、清掃その他必要な措置をとるよう改善の指示をする場合があります（法第36条3項）。

また、この改善の指示に従わず、給水を継続することによって利用者の健康・利益を阻害するおそれのある場合は、改善するまでの間給水の停止を命令することがあります（法第37条）。

関係法令

水道法（抜粋）

（改善の指示等）

第36条 1～2（略）

3 都道府県知事は、簡易専用水道の管理が第34条の2第1項の厚生労働省令で定める基準に適合していないと認めるときは、当該簡易専用水道の設置者に対して、期間を定めて、当該簡易専用水道の管理に関し、清掃その他の必要な措置を採るべき旨を指示することができる。

（給水停止命令）

第37条 厚生労働大臣は水道事業者又は水道用水供給事業者が、都道府県知事は専用水道又は簡易専用水道の設置者が、前条第1項又は第3項の規定に基づく指示に従わない場合におい

て、給水を継続させることが当該水道の利用者の利益を阻害すると認めるときは、その指示に係る事項を履行するまでの間、当該水道による給水を停止すべきことを命ずることができる。同条第二項の規定に基づく勧告に従わない場合において、給水を継続させることが当該水道の利用者の利益を阻害すると認めるときも、同様とする。

(報告の徴収及び立入検査)

第39条 1～2 (略)

3 都道府県知事は、簡易専用水道の管理の適正を確保するために必要があると認めるときは、簡易専用水道の設置者から簡易専用水道の管理について必要な報告を徴し、又は当該職員をして簡易専用水道の用に供する施設の在る場所若しくは設置者の事務所に立ち入らせ、その施設、水質若しくは必要な帳簿書類を検査させることができる。

4～5 (略)

(市又は特別区に関する読み替え等)

第48条の2 市又は特別区の区域においては、第32条、第33条第1項、第3項及び第5項、第34条第1項の規定により読み替えて準用される第13条第1項及び第24条の3第2項、第36条、第37条並びに第39条第2項及び第3項中「都道府県知事」とあるのは、「市長」又は「区長」と読み替えるものとする。

2 前項の規定により読み替えられた場合における前条の規定の適用については、市長又は特別区の区長を都道府県知事と、市又は特別区を都道府県とみなす。

(罰則)

第53条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

1～8 (略)

9 第37条の規定による給水停止命令に違反した者

VI. 資料

資料1 藤岡市簡易専用水道衛生対策要領

第1 目的

この要領は、簡易専用水道の管理を適正に行うために必要な事項を定め、衛生的で安全な水の供給を確保し、もって公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

第2 対象施設

この要領において対象とする簡易専用水道とは、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第3条第7項に定めるものとする。但し、国の設置するものは除く。

第3 定義

- (1) 受水槽 法第3条第2項の水道事業の水道から供給される水道水を直接受けるために設けられた水槽をいう。
- (2) 高置水槽 受水槽又は中継水槽（高層建築物等で直接高置水槽へ揚水できない場合に、途中に設けて中継する水槽をいう。）から揚水ポンプによって建物の屋上等の高層で水道水を受け、下層へ供給する水槽をいう。増圧ポンプ等により直接屋上等に設置した水槽に水道水を受ける場合はこれを受水槽とする。
- (3) 有効容量 受水槽における最高水位と最低水位の間に貯留され、適正に利用することができる容量給水管等で接続された受水槽が2つ以上ある場合はその合計容量をいう。
- (4) 貯水槽水道 水道事業の水道又は専用水道以外の水道で、水道事業から供給される水道水のみを受水槽を経由して給水する水道。受水槽の容量により簡易専用水道と小規模貯水槽水道に区分される。ただし、消防用設備等として設置されるもの及び事業所に設置されるものであって、全く飲用に供されることのないものは除く。

第4 市長への届出

簡易専用水道の設置者（以下「設置者」という。）は、次の事項について各様式により市長に速やかに届け出ること。

- 1 簡易専用水道を設置したとき（様式第1号）。
- 2 第1項の届出事項の内容に変更が生じたとき（様式第2号）。
- 3 簡易専用水道を休止又は廃止したとき（様式第3号）。

第5 水道事業者への協力

藤岡市水道事業管理者（以下「水道事業管理者」という。）は、簡易専用水道の設置者の把握及び管理の指導について藤岡市長に協力するものとし、設置者から水道事業管理者に対して給水装置の新設等の申込により把握した設置者に対しては、第4 市長への届出により藤岡市長へ届け出るよう指導するものとする。

第6 設置者の管理基準

設置者は、供給する水の安全衛生を確保するために、次に定める基準に従い簡易専用水道を管理すること。

1 管理者

- (1) 設置者は、自らが管理を行わないときは、管理を代行する管理者を定めること【昭和53年4月26日環水第43号厚生省通知】。
- (2) 管理者は、水槽の清掃、水質検査等について専門的な知識を有する者が望ましい【昭和53年4月26日環水第43号厚生省通知】。

2 法定検査

- (1) 設置者は、当該簡易専用水道の管理について1年以内ごとに1回定期的に厚生労働大臣の登録を受けたもの（以下「登録検査機関」という。）の検査を受けること【法第34条の2第2項】。
- (2) 設置者は、別表一から三に掲げる法定検査項目を遵守すること【平成15年7月23日付厚生省告示第262号】。
- (3) 設置者は、法定検査の結果、飲料水の供給について衛生上の問題があるとして次のいずれかに該当すると認められたときは、速やかに対策を講ずるとともに、直ちにその旨を市長に報告すること【法第39条第3項】。ただし、当該報告は登録検査機関へ代理報告を依頼することができる【平成22年3月25日健水発第0325第5号厚生労働省通知】。
 - ア. 汚水槽その他排水設備から水槽に汚水若しくは排水が流入し、又はそのおそれがある場合
 - イ. 水槽内に動物等の死骸がある場合
 - ウ. 給水栓における水質の検査において、異常が認められる場合
 - エ. 水槽の上部が清潔に保たれず、又はマンホール面が槽上面から衛生上有効に立ち上がっていないため、汚水等が水槽に流入するおそれがある場合
 - オ. マンホール、通気管等が著しく破損し、又は汚水若しくは雨水が水槽に流入するおそれがある場合
 - カ. その他検査者が水の供給について特に衛生上問題があると認める場合

3 水槽の掃除

- (1) 設置者は、水槽の掃除を1年以内ごとに1回、定期に行うこと【法施行規則第55条第1号】。
- (2) 水槽の掃除は、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」(以下「ビル管理衛生法」という。)第12条の2第1項第5号に規定する「建築物の飲料水の貯水槽の清掃を行う事業」の登録を受けた業者を活用することが望ましい【昭和53年4月26日環水第43号厚生省通知】。

4 水槽の汚染防止措置

- (1) 設置者は、水槽の亀裂等によって有害物、汚水等の混入がないように概ね毎月1回の点検を行い、欠陥等を発見したときは速やかに改善の処置を講ずること【法施行規則第55条第2号】。
- (2) 設置者は、その他、地震・凍結・大雨等水質に影響を与えるおそれのある事態が発生したときも速やかに点検を行うこと【昭和53年4月26日環水第43号厚生省通知】。
- (3) 水槽の通気管及び通気笠カバーは容易に取り外せないものであること。ただし、周囲に侵入防止措置が講じられている場合は除く【平成12年5月5日付群馬県通知群衛第48号】。

5 給水栓における水質検査

- (1) 設置者は、水の安全性を確保するため、給水栓における水の色、濁り、臭い、味等の異常の有無及び残留塩素の有無に関する検査を定期的に行い、記録すること【昭和53年4月26日環水第43号厚生省通知、平成8年7月18日衛企第81号・衛水第229号厚生省通知】。
- (2) 設置者は、給水栓における定期検査は7日以内ごとに1回行うように努めること【建築物衛生法施行規則第4条第1項第7号準拠】。
- (3) 設置者は、給水栓における残留塩素濃度は、遊離残留塩素は0.1mg/L(結合残留塩素の場合0.4mg/L)以上保持するように努めること【法施行規則第17条第1項第3号準拠】。

6 水質異常時の措置

- (1) 設置者は、給水栓において水の色、濁り、味等の状態や残留塩素が検出されない等から異常を認めるときは、水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)の表の上欄に掲げる事項のうち必要な項目について検査を行うこと【法施行規則第55条第3号】。
- (2) 設置者は、供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること【水道法施行規則第55条第4号】。
- (3) 設置者は、上記の対応をしたときは、直ちに市長へ報告すること【法第39条第3項】。

7 書類の整理・保管

設置者は、次に掲げる書類を整理し、備えておくこと【平成15年7月23日厚生労働省告示第26号】。

- (1) 簡易専用水道の設備の配置及び系統を明らかにした図面
- (2) 受水槽の周囲の構造物の配置を明らかにした平面図
- (3) 水槽の掃除の記録
- (4) その他の管理についての記録(点検記録、水質検査の記録等)

8 建築物における衛生的環境の確保に関する法律の適用がある簡易専用水道

- (1) 建築物衛生法の規定により管理されるものであること【建築物衛生法施行令第2条第2号イ】。
- (2) ビル管理衛生法の規定により管理される簡易専用水道の法定検査は、書類を提出することにより検査を受けることができる。ただし当該書類はビル管理衛生法第10条に規定する帳簿書類に基づき記入するものとする【平成15年7月23日厚生労働省告示第262号】。

第7 市の事務

簡易専用水道に関する主な事務は、次のとおりとする。

- (1) 設置者が提出した届出を受理するときは、必要に応じ、第6設置者等の管理基準に従い設置者に対し、衛生指導を行う。
- (2) 施設の設置状況を把握するため、簡易専用水道台帳(以下「台帳」という。)を作成し、適宜必要な加除を行う。
- (3) 市長は、簡易専用水道が存在しなくなったにもかかわらず、設置者の所在不明等により廃止の届出がなされていないときは、施設状況を確認後、当該施設を台帳から削除することができる。
- (4) 設置届の受水槽の有効容量は、合理的な範囲において設置者が届け出た容量とする【平成15年7月23日厚生労働省告示第262号】。

(報告の徴収及び立入検査)

第8 報告の徴収及び立入検査は、次のとおりとする。

- (1) 市長は、定期的な報告が必要であると認める施設の定期的水質検査結果等について、毎月その写しの送付を受けるものとする。
- (2) 市長は、管理の適正を確保するために必要があると認めるときは、設置者に対し必要な報告を徴し、又は簡易専用水道施設若しくは設置者の事務所に立ち入り、帳簿書類を検査し、必要な指導を行うこと【法第39条第3項】。
- (3) 市長は、法定検査の結果、登録検査機関又は設置者等から不適の報告を受けたときは、速やかに立入検査等を行い、改善の指導を行うこと【法第39条第4項】。

- (4) 立入検査を行うときは、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない【法第39条第4項】。
- (5) 立入検査は、別に定める「藤岡市水道法等に基づく立入検査要領」に基づき実施することとする。
- (6) 市長は、設置者が指示事項に従わず、給水を継続させることが当該水道の利用者の健康を阻害すると認めるときは、法第37条の規定により、指示に係る事項を履行され市長がこれを確認するまでの間、当該簡易専用水道による給水の停止を命ずることができる【法第37条】。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

別表一 検査事項及び判定基準（施設及びその管理の状態に関する検査）

番号	検査事項	判定基準
一	水槽の周囲の状態	<ul style="list-style-type: none"> ●点検、清掃、修理等に支障のない空間が確保されていること。 ●清潔であり、ごみ、汚物等が置かれていないこと。 ●水槽周辺にたまり水、湧水等がないこと。
二	水槽本体の状態	<ul style="list-style-type: none"> ●点検、清掃修理等に支障のない形状であること。 ●亀裂し、又は漏水している箇所がないこと。 ●雨水等が入り込む開口部や接合部のすき間がないこと。 ●水位電極部、揚水管等の接合部が固定され、防水密閉されていること。
三	水槽上部の状態（二に掲げるものを除く。）	<ul style="list-style-type: none"> ●水槽上部は水たまりができない状態であり、ほこりその他衛生上有害なものが堆積していないこと。 ●水槽のふたの上部には水を汚染するおそれのある設備機器等が置かれていないこと。 ●水槽の上床盤の上部には水を汚染するおそれのある設備、機器等が置かれていないこと。
四	水槽内部の状態（二に掲げるものを除く。）	<ul style="list-style-type: none"> ●汚泥、赤さび等の沈積物、槽内壁又は内部構造物の汚れ、塗装の剥離等が異常に存在しないこと。 ●掃除が定期的に行われていることが明らかであること。 ●外壁の塗装の劣化等により光が透過する状態になっていないこと。 ●当該施設以外の配管設備が設置されていないこと。 ●流入口と流出口が近接していないこと。 ●水中及び水面に異常な浮遊物質が認められないこと。
五	水槽のマンホールの状態	<ul style="list-style-type: none"> ●ふたが防水密閉型のものであって、ほこりその他衛生上有害なものが入らないものであり、点検等を行う者以外の者が容易に開閉できないものであること。 ●マンホール面は、槽上面から衛生上有効に立ち上がっていること。
六	水槽のオーバーフロー管の状態にあること	<ul style="list-style-type: none"> ●管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。 ●管端部の防虫網が確認でき、正常であること。また、網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。 ●管端部と排水管の流入口等とは直接連結されておらず、その間隔は逆流の防止に十分な距離であること。
七	水槽の通気管の状態	<ul style="list-style-type: none"> ●管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。 ●管端部の防虫網が確認でき、正常であること。また、網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。 ●通気管として十分な有効断面積を有するものであること。
八	水槽の水抜管の状態	<ul style="list-style-type: none"> ●管端部と排水管の流入口等とは直接連結されておらず、その間隔は逆流の防止に十分な距離であること。
九	給水管等の状態	<ul style="list-style-type: none"> ●当該施設以外の配管設備と直接連結されていないこと。 ●水を汚染するおそれのある設備の中を貫通していないこと。

備 考

四の項の下欄については、水槽の沈積物がおおむね年間三センチメートルを超えない程度にあること。九の項に係る検査については、別表第二に掲げる基準を満たしていない場合であって、原因が不明

のときに必要に応じて行うこと。

別表第二 検査事項及び判定基準（給水栓における水質の検査）

番号	検査事項	判定基準
一	臭気	異常な臭気が認められないこと。
二	味	異常な味が認められないこと。
三	色	異常な色が認められないこと。
四	色度	五度以下であること。
五	濁度	二度以下であること。
六	残留塩素	検出されること。

備考

一の項から六の項に係る検査においては、あらかじめ給水管内に停滞していた水が新しい水に入れ替わるまで放流してから採水すること。

一の項、二の項、四の項及び五の項に係る検査については、水質基準に関する省令（平成十五年厚生労働省令第百一号）の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成十五年厚生労働省告示第二百六十一号）の例によること。なお、異常を認めた場合には、必要に応じて他の給水栓の水、水槽の水及び当該簡易専用水道に給水される直前の水道水についても検査すること。

三の項に係る検査については、無色透明のガラス製容器（約二百ミリリットル入り）に採水し、気泡等が上昇消失した後、肉眼で黒色紙、白色紙等を背景として透視し、沈積物及び浮遊物質の有無を含めて検査すること。なお、異常を認めた場合には、必要に応じて他の給水栓の水、水槽の水及び当該簡易専用水道に給水される直前の水道水についても検査すること。

六の項に係る検査については、水道水の長期間の滞留、水槽又は管の汚れ、汚水の混入による汚染等により残留塩素が消費されることに着目したものであり、検出されない場合には、その原因の究明に努めるとともに、必要に応じて他の給水栓の水、水槽の水及び当該簡易専用水道に給水される直前の水についても検査すること。

別表第三 検査事項及び判定基準（書類の整理等に関する検査）

番号	検査事項	判定基準
一	書類の整理及び保存の状況	簡易専用水道の設備の配置及び系統を明らかにした図面、受水槽の周囲の構造物の配置を明らかにした平面図及び水槽の掃除の記録その他の帳簿書類の適切な整理及び保存がなされていること。

備考

水槽の掃除の記録その他の帳簿書類とは、水槽の掃除の記録、水槽の点検の記録及び給水栓における水質検査の記録等の簡易専用水道の管理についての記録をいう。

資料2 簡易専用水道登録検査機関

平成26年4月1日現在

登録番号	専氏名又は名称	住 所	電話番号	簡易専用水道の管理の検査を行う事業所の所在地
2	一般社団法人 群馬県薬剤師会	群馬県前橋市西片貝町五丁目十八番地の三十六	027-223-6355	群馬県前橋市西片貝町五丁目十八番地の三十六
21	一般社団法人 埼玉県環境検査研究協会	埼玉県さいたま市大宮区上小町千四百五十番地十一	048-649-5115	埼玉県さいたま市大宮区上小町千四百五十番地十一
44	一般財団法人 上越環境科学センター	新潟県上越市下門前千六百六十六番地	025-543-7664	新潟県上越市下門前千六百六十六番地
86	平成理研 株式会社	栃木県宇都宮市石井町2856番地3	0276-45-7252 (群馬営業所)	栃木県宇都宮市石井町2856番地3
87	日本理化サービス 株式会社	愛知県名古屋市千種区千種三丁目20番20号	052-733-3561	愛知県名古屋市千種区千種三丁目20番20号、東京都江戸川区鹿骨一丁目61番5号CasaPrimavera101、静岡県静岡市駿河区西島352-5及び三重県津市芸濃町涼本5427-15
93	一般財団法人 新潟県環境分析センター	新潟県新潟市江南区祖父興野五十三番地一	025-284-6500	新潟県新潟市江南区祖父興野五十三番地一
112	株式会社 江東微生物研究所	東京都江戸川区西小岩五丁目十八番六号	0276-74-9011 (北関東支社)	東京都江戸川区西小岩五丁目十八番六号
133	株式会社 科学技術開発センター	長野県長野市大字北長池字南長池境2058番地3	026-263-2010	長野県長野市大字北長池字南長池境2058番地3
146	環境未来 株式会社	長野県松本市本庄一丁目1番13号	0263-99-1811 (分析センター)	長野県東筑摩郡朝日村大字古見3757番地1
150	株式会社 日本分析	東京都板橋区小豆沢二丁目26番14号	03-5914-4431	東京都板橋区小豆沢二丁目26番14号

* 「簡易専用水道の管理の検査を行う区域」に群馬県が含まれる機関

資料3 簡易専用水道管理スケジュール表（ 年度）作成例

管理項目	頻度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	摘要
貯水槽の清掃	年1回													〇〇会社に委託
管理の検査	年1回													〇〇登録検査機関に委託
給水栓における水の色・濁り・におい・味	毎日													〇〇時に実施
給水栓における水の残留塩素濃度	週1回													〇曜日に実施
貯水槽等の設備点検	月1回													〇〇日に実施
特記事項														塩素の補充など

資料4 水検査記録票（ 年 月分）《作成例》

日	曜日	色	濁り	臭気	味	残留塩素濃度	摘要
1日						mg/l	
2日						mg/l	
3日						mg/l	
4日						mg/l	
5日						mg/l	
6日						mg/l	
7日						mg/l	
8日						mg/l	
9日						mg/l	
10日						mg/l	
11日						mg/l	
12日						mg/l	
13日						mg/l	
14日						mg/l	
15日						mg/l	
16日						mg/l	
17日						mg/l	
18日						mg/l	
19日						mg/l	
20日						mg/l	
21日						mg/l	
22日						mg/l	
23日						mg/l	
24日						mg/l	
25日						mg/l	
26日						mg/l	
27日						mg/l	
28日						mg/l	
29日						mg/l	
30日						mg/l	
31日						mg/l	

※管理基準：色・濁り・臭気・味は異常でないこと。残留塩素濃度が検出されること

年 月 日

(宛先) 藤岡市長

工事請負業者ではありません。

(設置者)

住所 群馬県藤岡市中栗須***

氏名 ○○会社(株)

代表取締役 藤岡太郎

(法人又は組合にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

電話番号 *** *-***-****



簡易専用水道設置届

次のとおり簡易専用水道を設置したので、藤岡市簡易専用水道衛生対策要領第 4 第 1 項の規定により届出ます。

建築物	名称	○○会社××ビル								
	所在地	藤岡市中栗須***								
管理者 (設置者と異なる場合)	氏名	○○ビルサービス(株)								
	住所	群馬県藤岡市中栗須***								
	電話番号	*** *-***-****								
建築物の主たる用途	事務所	延べ床面積	1,000 m ²							
供給を受ける水道事業者名	ほとんどが「藤岡市水道事業」です。									
特定建築物該当の有無	有	無	受水槽の使用開始年月日	***年**月**日						
滅菌装置の有無	有	無	滅菌方法							
施設の概要	受水槽	設置場所	屋内	屋外	屋上	位置	地上式	地下式	その他 ()	
		材質	鉄筋コンクリート・鋼板・FRP・その他 ()							
	有効容量	有効容量です。受水槽自体の大きさではありません。							12.0 m ³	
	高置水槽	設置場所	屋内・屋外・屋上							
		材質	鉄筋コンクリート・鋼板・FRP・その他 ()							
		有効容量	m ³							

添付書類

1 建物の概略図及び給水系統の概略図

受水槽との位置関係が確認できる平面図などを添付してください。

年 月 日

(宛先) 藤岡市長

(設置者)

住所 藤岡市中栗須***

氏名 ○○会社(株)

代表取締役 藤岡太郎



(法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

電話番号 *** *-***-***

簡易専用水道変更届

次のとおり簡易専用水道を変更したので、藤岡市簡易専用水道第 4 第 2 項の規定により届出ます。

建築物	名称	○○会社××ビル
	所在地	藤岡市中栗須***
変更年月日		***年***月***日
変更内容	変更前	変更事項を記入
	変更後	
変更の理由		変更理由を記入

年 月 日

(宛先) 藤岡市長

(設置者)

住所 藤岡市中栗須***

氏名 ○○会社(株)

代表取締役 藤岡太郎

(法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

電話番号 *** *-***-***



簡易専用水道廃止届

次のとおり簡易専用水道を廃止したので、藤岡市簡易専用水道第 4 第 3 項の規定により届出ます。

建築物	名称	○○会社××ビル
	所在地	藤岡市中栗須***
廃止年月日	***年**月**日	
廃止の理由	廃止理由を記入	

廃止した日

【問い合わせ先】

藤岡市役所 市民環境部 環境課
(市役所本庁舎 1 F)

郵便番号: 〒375-8601

住 所: 群馬県藤岡市中栗須 327 番地

電 話: 0274-22-1211 (内線 2262・2263)

F A X: 0274-24-9268

メ ー ル: kankyo@city.fujioka.gunma.jp